

広島県立障害者リハビリテーションセンター 障害者支援施設あけぼの 入所時の準備物

(1) 必ず必要なもの

- ① 障害福祉サービス受給者証
- ② 身体障害者手帳 または 精神保健福祉手帳
- ③ 健康保険証
- ④ 重度障害者医療費受給者証 または 自立支援医療受給者証（所持者のみ）
- ⑤ 印鑑（手続きに必要な認め印。当方でお預かりして構わないもの）
- ⑥ 県立障害者リハビリテーションセンター医療センターの診察券

*注1：上記の物品はこちらでお預りすることになります。特に③の健康保険証は、必要に応じて遠隔地の保険証を準備してお持ち下さい。

*注2：②の精神保健福祉手帳は、高次脳普及事業診断書のコピーで代用可能です。

(2) 場合によって必要なもの

- ① 内服薬・塗布薬など（医師処方で常時服用しているものがあれば、最低3週間分程度）
- ② 療育手帳（所持者のみ）

(3) 生活用品など

*集団生活のトラブルを避けるため、必ず所持品には名前を書いて下さい。

- ① 洗面用具：洗面器、歯ブラシ、練り歯磨き、コップ、ヒゲ剃り
- ② 衣類：1週間分程度（パジャマも忘れずに）、紙オムツ、リハビリパンツ等、生理用品
- ③ 入浴用具：着替えを入れる袋等、シャンプー、リンス、石鹸、洗体タオル
- ④ 洗濯用具：洗剤、洗濯バサミ、バケツまたはカゴ等、ハンガーなど
- ⑤ その他：自助具・ゴミ箱

(4) その他

- ① 寝具は当施設で用意しますので、ご持参の必要はありません。
- ② 電化製品を自室に持ち込まれると、負担金とは別に月決めて使用料を頂きます。テレビは1ヶ月300円です。また、大きさは20インチまでです。テレビのアンテナコードとイヤホンも忘れずにお持ち下さい。なお、防災上、持ち込みをお断りする電化製品もあります。詳しくは職員にお尋ね下さい（冷蔵庫、電熱器、電気ポットなど）。
- ③ 洗面用具、入浴用具、洗濯用具等については、病院売店にて扱っています。

当施設の契約・口座振替手続きについて

- *当施設の利用料のお支払い方法は、口座振替になります。手続きを契約日に行いますので、当該の通帳を忘れずにお持ち下さい。
- *振替の可能な金融機関は下記の通りになります。これらの金融機関の口座をお持ちでない方は、あらかじめ、新たな口座開設をお願い申し上げます。

○契約の際に持参していただくもの

- ・ 金融機関の通帳又は口座番号
- ・ 印鑑（通帳の届出印）

口座振替の可能な金融機関

- ・ 広島銀行
- ・ もみじ銀行
- ・ 広島信用金庫
- ・ 呉信用金庫
- ・ しまなみ信用金庫
- ・ 大竹信用金庫
- ・ 中国労働金庫
- ・ 広島みどり信用金庫
- ・ 広島市信用組合
- ・ 広島県信用組合
- ・ 信用組合広島商銀
- ・ 両備信用組合
- ・ 備後信用組合
- ・ 広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合